

事業承継

文京区の「事業承継支援資金」の 利子補給と東京都の「事業承継」の保証料補助の併用について

文京区の「事業承継支援資金」の要件を満たし、かつ、東京都の「事業承継」の要件を満たす方は、区の利子補給と都の信用保証料の補助が受けられる場合があります。

【併用する場合の制度概要】

保証申込制度名
融資対象
資金使途
融資限度額
返済期間

東京都中小企業制度融資「事業承継」

文京区の「事業活性化資金（事業承継）」の要件を満たし、かつ、東京都の「事業承継」の要件を満たす方

運転・設備

下表のとおり

資金使途	融資限度額	返済期間
運転・設備	2,000万円	元金据置6か月以内を含む7年以内

融資・償還方法
契約金利・利子補給
本人負担率
信用保証

証書貸付・元金均等返済

1.7%・1.5%（公衆浴場業を営む者は、利子補給率1.7%）

0.2%（公衆浴場業を営む者は、本人負担率0%）

東京信用保証協会の信用保証が必要です。

（東京都が信用保証料の一部を補助します）

【お申込みの流れ】

文京区で「事業承継支援資金」の
あっせん書の交付を受ける

東京商工会議所文京支部にあっせん申込 → あっせん書交付
※あっせん書交付時に、信用保証料の補助を受けるための必要書類となる、**都様式の事業承継計画書**もお渡しします

金融機関に融資申込
信用保証協会に保証申込

金融機関に必要書類を持参し融資申込 →
金融機関から東京信用保証協会へ信用保証の申込み
（制度名：事業承継） ※上記必要書類に**都様式の事業承継計画書**が必要になります。
→ 融資可否の決定・実行
（融資が実行された場合に、東京都が信用保証料の2分の1(3分の2)を補助)

保証承諾・融資実行

金融機関から文京区へ、融資可否の結果を報告
→ 文京区から四半期ごとに、金融機関を通して利息の一部を補給

【お問い合わせ先】

【区制度に関すること】 文京区 経済課 産業振興係 ☎：03-5803-1173
【都制度に関すること】 東京都 産業労働局 金融部 金融課 ☎：03-5320-4877